三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　食料缶詰及び食料瓶詰、ジャム類並びに果実飲料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都江東区新木場二丁目十番三号

○農林水産省告示第千百三十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十八日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号の規定は、平成二十七年産の水稲、陸稲及び麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十六年以前の年産の水稲、陸稲及び麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1234	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	旭化成ホームズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号	平成26年8月19日
1235	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「三河島駅前南地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	三河島駅前南地区市街地再開発組合	東京都荒川区東日暮里三丁目33番1号箱木事務所1階	平成26年8月19日

○国土交通省告示第八百六十六号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

附則第三項の表二の項、三のロの項及び四の項の利率欄中「一・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十六年八月十三日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービー（登録研修機関第三十八号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十八日　観光庁長官　久保　成人

一　代表者の氏名の変更

変更前	田川　博己
変更後	髙橋　広行

二　変更の年月日　平成二十六年六月三十日

○環境省告示第九十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十八日　環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　エコシステム小坂株式会社
ロ　住所　秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部六十番地一
ハ　代表者の氏名　代表取締役　小笠原　滋
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢八十九番四、八十九番五、八十九番七、八十九番十三、八十九番十七、九十一番一、九十一番三、九十一番四、九十六番三十三、九十六番三十四及び九十六番三十五
三　無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）